

経済産業省

デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
第6回 議事要旨

■ 開催概要

<日 時> 令和4年9月22日(木) 12:00~14:07

<場 所> オンライン開催 (Teams)

■ 出席者

<委員> (座長以下50音順)

岡田座長、生貝委員、黒田委員、伊永委員、武田委員、百歩委員、平山委員、
増島委員、若江委員

<オブザーバー>

一般社団法人ECネットワーク 沢田理事
公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

<関係省庁>

内閣官房 デジタル市場競争本部事務局 成田次長
公正取引委員会 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室 稲葉室長
総務省 情報流通行政局 参事官室 山本主査
消費者庁 消費者政策課 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室 落合室長

<デジタルプラットフォーム提供者>

ヤフー株式会社

執行役員 コマースグループ ショッピング統括本部 畑中本部長
コマースグループショッピング統括本部ショッピングUM 杉本氏
政策企画統括本部統括本部 加納本部長

Google LLC

プラットフォーム・エコシステム政策統括部 Kareem Ghanem部長
Android及びChromeビジネス担当政策部 Aaron Stein部長

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 野原局長、門松審議官

日置デジタル取引環境整備室長

(令和4年度事務局運営支援業務委託先) (株)野村総合研究所、(株)イベント・レンジャーズ

■ 議事次第

1. 開会
2. 議題
 - ・デジタルプラットフォーム提供者からのヒアリング③
 - (1) ヤフー株式会社
 - (2) Google LLC
3. 閉会

■ 配布資料

議事次第

資料1 ヒアリングの公開・非公開について

資料2 ヤフー株式会社提出資料（発表資料）

資料3 Google LLC提出資料（発表資料）

参考資料1 特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書（抜粋）

参考資料1-1 ヤフー株式会社（第3回会合提出資料）

参考資料1-2 Google LLC（第3回会合提出資料）

参考資料2 質問・確認事項に対する各社からの回答（第3回会合提出資料）

■ デジタルプラットフォーム提供者からのヒアリング③

1. ヒアリングの公開・非公開について

各社ヒアリングの冒頭、事務局から、資料1に基づき、以下の説明があった。

- 本会合は、関係者間での課題共有や相互理解を促すとともに、特定デジタルプラットフォームの透明性・公正性の向上につなげていく一環として実施するものであるため、ヒアリングについても公開で実施する方向で各社に要請した。
- 他方、各社から、以下のとおり、非公開を希望する理由の説明があった。当該説明に加え、議事録の公開を前提に、座長了解の下、今回の会合は「非公開」で実施することとなった。
- <各社による非公開理由の説明>
 - ・ ヤフー株式会社：透明性のもとで相互理解を深めるというモニタリングレビューの趣旨を実現するためには、最大限の情報を基礎に充実した議論を行うことが必要だと考えています。しかし、非公表情報については公表の可否を社内で判断する必要があるため、公開の場では十分に意味のある回答・議論ができなくなってしまう可能性があります。そのため、非公開での実施を希望いたします。
 - ・ Google LLC：ヒアリングにおける自社の説明や質疑応答の内容が自社の事業上の機密情報に触れる可能性があり、また、一般には公開されていない情報にも言及する可能性があるため。

2. ヤフー株式会社からのヒアリング

- ヤフー株式会社より、資料2に基づき説明があった。その後、質疑応答がなされた。委員等からの主な質問・意見は以下のとおり。
 - ✓ 定期報告書の記載内容や本日の説明は、大変分かりやすい内容であった。
 - ✓ 利益相反や自社優遇に関する管理方針を整理・公表していることや、自社グループ会社を公表していること、事後検証の取組などは、透明化法に資する取組と考える。
 - ✓ 独立したデータ管理者や内部監査部門を設置していることや、事業者の声を業務改善につなげていることは評価できる。
 - ✓ 利用事業者の苦情等に対し誠意をもって対応されていると考えており、今後も、同様の取組を望む。
 - ✓ 相互理解の改善に向けた取組について外部からの評価の変化や内部からの反響はあったか。
 - ✓ 今年から開始した休店・退店処分のプロセスにおける事後検証は、どのような体制で行っているのか。事後検証によって得た気づきはあるか。
 - ✓ 退店処分時の告知メールには異議を述べるができる旨の教示がないように見えるが、その理由は何か、教示すべきではないか。
 - ✓ 「ユーザーファーストの理念の共有」という自社優遇の理由は、他の利用事業者から理解が得られにくいように思われるため、もう少し詳しく教えてほしい。また、透明性を高めたとしても、自社優遇がある限り他社は不利益と捉えると思う。優遇をやめるという予定はあるか。
 - ✓ ユーザーファーストという理念のもと、自社グループ企業の優遇をするというが、同じ理念のもとで他社を優遇することはあるか。
 - ✓ 自社優遇やデータの利用については疑念が生じやすいことから、疑念を払しょくするための体制になっているかという点に関心を持っている。これらについて客観的に外部から検証可能な仕組みは取られているのか。
 - ✓ 社内データ管理者がデータ利用の適否を判断するというが、許可した目的以外でデータを利用していないかチェックするためにデータ管理者が行っている具体的な取り組みは何か。
 - ✓ 欧州撤退は、Yahoo!ショッピング事業の妨げとなるような競争上の施策があることを理由とするものか。
 - ✓ Yahoo!ショッピングと PayPay モールの統合について、透明化法との関係での課題・留意点はあるか。
- 野原局長から、ヤフー株式会社の取組・説明に関し、積極的な改善の取組や分かりやすい説明について複数の委員から評価する声がある一方、自社優遇・他社優遇や休店・退店処分等についての指摘もあったことに触れた上で、本日の議論も踏まえて引き続き相互理解に向けて取組を進めてほしいとの発言があった。

3. Google LLCからのヒアリング

- Google LLCより、資料3に基づき説明があった。その後、質疑応答がなされた。委員等からの主な質問・意見は以下のとおり。

- ✓ 利用事業者との相互理解のための様々な施策を取られていることが理解することができた。
 - ✓ 利用事業者からの声を重視していただいている点は評価でき、今後も継続していただきたい。
 - ✓ 日本独自の取組をとっていただいていることは重要であると思っている。
 - ✓ User Choice Billing プログラムで、アプリ決済を外部解放したことは建設的な取り組みで高く評価しており、今後の取り組みに期待する。
 - ✓ User Choice Billing プログラムに関し、ゲームアプリへの適用時期など、今後の展開はどのようなものかを考えているか。
 - ✓ User Choice Billing プログラムを利用した場合のアプリストアの手数料が減額されているが、手数料率の根拠について説明いただきたい。
 - ✓ 相互理解のための様々な取組みの中で最も力をいれている取組みを、その理由とともに教えていただきたい。
 - ✓ 透明化法に基づく活動を通じて、会社として何を学習したか。
 - ✓ 透明化法の目的達成のためには国内管理人の役割が重要であると考えているところ、国内管理人として指定しているグーグル合同会社の具体的な権限について説明をいただきたい。透明化法の施行によって、グーグル合同会社の権限は向上したのか。
 - ✓ 苦情の集計件数は、一般的な問合せと苦情を区別せず、問合せ窓口への連絡はすべて苦情として集計しているという理解でよいか。
 - ✓ 利用事業者の感情モニタリングの具体的な内容とはどのようなものか。また、利用事業者は、感情モニタリングをされていることについて認識しているのか。
 - ✓ 違反警告・アカウント停止時のメッセージをアップデートしたとのことだが、サンプルを共有していただきたい。来年度以降、このアカウント停止時のメッセージのさらなるアップデートは予定されているか。
 - ✓ アプリの削除について、全ての事象に事前通知が不可能であることは理解するが、軽微な違反やクリティカルな事情のないものについて、グラデーションをつけて事前通知を行うことを検討いただきたい。
 - ✓ アカウント削除の理由説明について改善が進んでいるということだが、セキュリティを理由に説明が十分ではないケースがあると思われる。セキュリティも重要であるが、例えば、ADR などを通じて説明をすることなどを検討してはどうか。
 - ✓ G o o g l e と利用事業者の間の紛争に関して、ADR機関や外部のメディエーターを利用することはあるか。
 - ✓ 一部のグーグル自社アプリは、サードパーティアプリと異なり、集計データに直接アクセスできるとのことだが、そのグーグルの自社アプリの名称をご教示いただきたい。このことは全てのアプリを公平・公正に扱うとする定期報告書の記載と矛盾しないか。
 - ✓ アンドロイド端末には、グーグルの自社アプリがプリインストールされているが、それは自己優遇ではないか。
- 野原局長から、G o o g l e L L C の取組に関し、委員から、アプリ事業者からのフィードバックを重視する姿勢を評価する声や、User Choice Billing プログラムのゲームアプリへの適用など今後の柔軟な取組みを期待する指摘があったこと等に触れた上で、今後の取組に期待したい、

との発言があった。

4. 事務連絡

最後に、事務局より、以下の連絡が行われた。

- 次回は、決まり次第、事務局より案内する予定である。
- 本会合の議事録については、事務局にて作成の上、皆様の確認を行った後に、公表する予定である。

※ 本議事要旨は、会合の様態等を事務局の文責において要約したものであり、事後修正の可能性があります。

【お問い合わせ先】

商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室

電話：03-3501-0397